

岐阜県公報

第二千八百三十号
平成二十九年三月十四日

(火曜日)

目次

告示

- 保安林の解除をしようとする旨の通知
(治山課) 一三五
- 道路の区域変更
(道路維持課) 一三六
- 道路の供用開始
(同) 一三六
- 保安林に指定する予定
(恵那農林事務所) 一三七

労働委員会告示

- 労働委員会規則に基づく公示による交付
(労働委員会) 一三七

公示

- 大規模小売店舗の新設の届出に関する件
(商業・金融課) 一三七
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件
(同) 一三八
- 争議行為の通知の公表
(労働雇用課) 一四〇

正誤

- 農林水産大臣の保安林の指定の解除の予定中訂正
(治山課) 一四一
- 皆伐限度面積の公表中訂正
(同) 一四一
- 道路の区域変更中訂正
(道路維持課) 一四一
- 土地改良区役員の退任中訂正
(西濃農林事務所) 一四一
- 土地改良区役員の退任及び就任中訂正
(同) 一四一

告示

岐阜県告示第百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十九年三月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

恵那市大井町字奥戸二六九六の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いた縦覧に供する。）

岐阜県告示第百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十九年三月十四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
大野郡白川村大字福島字瀬戸平五九の二七（国有林。次の図に示す部分に限る。）
五九の二三・五九の二四（以上二筆国有林）
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年三月十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延長 （メートル）	備考
県道	国府座線	高山市国府町八日町字水坪一八五五番一地先地内	前	六・三 九・〇	九・九	
			後	六・四 一〇・三	九・九	

岐阜県告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年三月十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十九年三月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延長 （メートル）	備考
一般 国道	百五十六号	大野郡白川村大字福島字谷日面一三番一地先地内 大野郡白川村大字福島字瀬戸平五九番一地先地内	前	六・〇 一七・〇	二五・〇	
			後	二・〇 七五・〇		

岐阜県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年三月十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域 決定の 又は 告示日 ほかに 示す日）

県道	岐 阜 線	岐阜市上加納山四七二番六 九地先から	四六六	平成 二五・三・一四	平成 二七・六・六
各務原線	同 市 同	七地先まで	四七二番一		

岐阜県告示第百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年三月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
恵那市笠置町姫栗字加須里一八四〇、一八四一の一
 - 二 指定の目的
落石の危険の防止
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、関係書類を岐阜県恵那農林事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

労働委員会告示

岐阜県労働委員会告示第一号

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号。以下「労働委員会規則」という。）第四十九条第一項及び第二項の規定により、次のとおり公示による交付をする。

平成二十九年三月十四日

岐阜県労働委員会

会長 秋 保 賢 一

公示による交付

住所 岐阜市下川手一八〇番地一 興第三ビル二〇六

桑原 敦志

労働委員会規則第四十四条第一項及び第二項の規定により右の者に交付すべき左記命令書の写し及び再審査の申立て等ができることを教示した書面は、岐阜県労働委員会事務局審査調整課（岐阜市藪田南二丁目一番一号）において保管し、いつでも当該者に交付するので、出頭の上その交付を受けてください。

記

岐阜委平成二十七年（不）第三号原商會不当労働行為救済申立事件に係る命令書（注意）右命令書の写し及び再審査の申立て等ができることを教示した書面を受領しないときは、平成二十九年三月二十九日をもってその文書の交付があったものとみなされます。

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十九年三月十四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年三月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十九年二月二十八日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社LIXILピバ

三 建物の名称及び所在地

(仮称) スーパーピバホーム大垣店

四 大規模小売店舗の新設日

大垣市外野三丁目三番一 外

五 大規模小売店舗の新設日

平成二十九年十月二十九日

六 店舗面積

八、九三二平方メートル

七 駐車場の収容台数

三〇〇台

八 荷さばき施設の面積

二二五平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年三月十四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年三月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十九年二月二十八日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パローパワーセンター芥見

四 変更した事項

岐阜市芥見南山二丁目一 八 外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代 正美

多治見市大針町六六一 一 多治見市大針町六六一 一 外九者

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代 正美

多治見市大針町六六一 一 外九者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年三月十四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年三月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年三月三日

二 届出者の氏名又は名称

深尾食品株式会社

三 建物の名称及び所在地

平和堂 東海・日野店

岐阜市日野南六丁目五番地七 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社平和堂 代表取締役 夏原 平和

滋賀県彦根市小泉町三一番地 外五者

(変更後) 株式会社平和堂 代表取締役 夏原 平和

滋賀県彦根市西今町一番地 外四者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年三月十四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年三月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年三月三日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ヤナゲン

三 建物の名称及び所在地

平和堂 うぬま店

各務原市鷺沼西町一丁目四三〇番地一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤナゲン 代表取締役 小山 秀雄

(変更後) 株式会社ヤナゲン 代表取締役 遠藤 正行

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社平和堂 代表取締役 夏原 平和

滋賀県彦根市小泉町三一番地 外十一者

(変更後) 株式会社平和堂 代表取締役 夏原 平和

滋賀県彦根市西今町一番地 外十者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年三月十四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年三月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年三月三日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社平和堂

三 建物の名称及び所在地

平和堂 高富店

山県市高木一四七一番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 滋賀県彦根市小泉町三一番地

(変更後) 滋賀県彦根市西今町一番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社平和堂 代表取締役 夏原 平和

滋賀県彦根市小泉町三一番地 外十一者

(変更後) 株式会社平和堂 代表取締役 夏原 平和

滋賀県彦根市西今町一番地 外十一者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年三月十四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年三月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年三月三日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ヤナゲン

三 建物の名称及び所在地

平和堂 穂積店

瑞穂市別府字堤内二ノ町五九二番地一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤナゲン 代表取締役 小山 秀雄

(変更後) 株式会社ヤナゲン 代表取締役 遠藤 正行

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社平和堂 代表取締役 夏原 平和

滋賀県彦根市小泉町三一番地 外八者

(変更後) 株式会社平和堂 代表取締役 夏原 平和

滋賀県彦根市西今町一番地 外九者

争議行為の通知の公表

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、岐阜県民主医療機関連合会労働組合から労働条件の改善等の要求に関して争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年三月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 争議行為の行われる日時

平成二十九年三月十七日午前八時三十分以降四月末日まで

二 争議行為の行われる場所

みどり病院(所在地岐阜市)、すこやか診療所(同)、華陽診療所(同)、しずさと

診療所(所在地大垣市)及びこがねだ診療所(所在地関市)の全職場

三 争議行為の概要

前項の職場において、保安要員を除き争議行為を実施する。

正 誤

(原稿誤り)

平成二十九年一月十三日第二千八百十三号 農林水産大臣の保安林の指定の解除の予定(岐阜県告示第十六号)一七頁下段後から七行目中「土砂の流出の防止」は、「土砂の流出の防備」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成二十九年二月一日号外二 皆伐限度面積の公表(岐阜県告示第四十三号)二頁下段の表中「田大花町」は、「田白鹿町」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成二十九年一月十七日第二千八百十四号 道路の区域変更(岐阜県告示第二十号)二五頁下段の表中「同 市同 字同 九」は、「同 市同 町字同 九」の誤り。
八九番一八七地先まで」 八九番一八七地先まで」

正 誤

(原稿誤り)

平成二十九年一月十日第二千八百十二号 土地改良区役員の退任九頁下段後から四行
「福束用水」 「福束輪中」
目中 土地改良 は、土地改良 の誤り。
区 「 区 「

正 誤

(原稿誤り)

平成二十九年一月十日第二千八百十二号 土地改良区役員の退任及び就任一〇頁上段

「福束用水」 「福束輪中」
前から六行目中 土地改良 は、土地改良 の誤り。
区 「 区 「

平成二十九年三月十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社